

## 一般社団法人工学院大学校友会 監事選出規則

### (目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人工学院大学校友会（以下「校友会」という。）の監事の選出方法について定める。

### (選出数)

第2条 監事の選出数は3名とする。又1名の補欠を選出する。

### (候補者の資格)

第3条 監事候補者の資格は、校友会代議員とする。

### (推薦人数)

第4条 監事候補者は、各同窓会毎に1名を推薦できる。

2 推薦は、監事選出の社員総会開催の3日前（日曜・祭日を除く。）までに所定の届書により、密封の上、選挙管理委員会に提出する。

### (選出方法)

第5条 監事は、社員総会において社員の無記名投票により選出する。

2 投票は、社員が1名を記入する。

3 得票順に上位3名を監事に、次点者1名を補欠者とする。

4 得票数が同数の場合、選挙管理委員会立会いのもと、抽選により決定する。

### (監事の任期)

第6条 監事の任期は、定款第29条の定めに従い1期2年とする。

2 監事が連続して任につける期間を3期6年までとする。

### (監事就任の年齢制限)

第7条 監事の年齢制限を就任時の年齢で満75歳未満とする。

### (司会・進行)

第8条 監事選出までの司会、進行は選挙管理委員会が担当する。

### (投票及び開票等の立会人)

第9条 監事選出の投開票作業及び判定は選挙管理委員会が担当する。

### (規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

### 附則

この規則は、法人法に基づき一般社団法人設立の登記日（平成25年4月1日）から施行する。